

消防設備システム評価手数料規程

〔平成16年6月1日〕
消安セ規程第42号

改正 平成25年4月1日消安セ規程第1号
平成26年3月20日消安セ規程第10号

消防設備システム評価規程（平成16年消安セ規程第37号。以下「評価規程」という。）第3条第4項に規定する手数料について次のように定める。

第1条 評価規程第2条各号に掲げる評価手数料の額（消費税別）は、150万円を基準とし、実費を勘案して一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（以下「理事長」という。）がその都度定める額とする。

第2条 手数料の納付は、銀行口座への振込により行うものとする。

なお、振込手数料は申請者負担とする。

2 前項の銀行口座は下記とする。

金融機関名	みずほ銀行 虎ノ門支店
預金種目	普通預金
口座番号	1798780
口座名義人	一般財団法人 日本消防設備安全センター

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から実施する。
- 2 「消防防災システム評価手数料規程」（平成9年消安セ規程第16号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に「消防防災システム評価規程」による消防防災システム評価を申請している消防防災システムについては、理事長が定める日までの間、「消防防災システム評価手数料規程」の例による。

附 則（平成25年4月1日消安セ規程第1号）抄

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（改正）

第2条 別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成25年4月1日をもって、「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。